

1.ファックスネットワークサービス利用規約の新旧対照表

下線部が今回の修正・変更・追加対象となります。

対象条文	改定前	改定後
第20条の2 (機能や仕様の変更・追加・削除等)	-	<p>1. 当社は、本サービスの機能や仕様の変更・追加・削除等を行うことがあります。</p> <p>2. 当社は、前項に規定する機能や仕様の変更・追加・削除等の詳細を、事前に当社のホームページ上の公開情報としてお知らせします。</p> <p>3. 第1項に規定する機能や仕様の変更・追加・削除等に付随して、契約者にシステム改修作業等の必要性が生じた場合、同改修作業等は契約者の負担において行うものとし、当社は契約者に発生した費用及び損害等について責任を負わないものとします。</p>
第28条 (自己責任の原則)	4. 本サービスに使用されるFAX番号は、契約者が責任を持って管理し、提供されるものであり、当社はその内容についていかなる責任も負わないものとします。但し、別紙に定める条件に達した不達FAX番号ならびに当社あてにFAX配信停止依頼があった番号については、当社において同番号を削除し、配信停止できるものとします。	4. 本サービスに使用されるFAX番号は、契約者が責任を持って管理し、提供されるものであり、当社はその内容についていかなる責任も負わないものとします。但し、別紙に定める番号ならびに当社あてにFAX配信停止依頼があったと確認された番号については、当社において同番号を削除し、配信停止できるものとします。
第36条の2 (個人情報の提供及び利用に関する同意)	-	6. 当社は、預託個人情報の取扱いの全部又は一部を、データ管理を中心とする事務処理のため、当社の認める十分な個人情報管理体制を有する外部業者に、提供・委託等する場合があります。
別紙	1. 第28条第4項に定める条件は以下の通りとします。 (1)「3カ月連続6回以上不達。又は月間連続10回以上不達」 (2)弊社にて、未加入電話あるいは利用休止番号と識別できたもの	1. 第28条第4項に定める番号は以下の通りとします。 (1)「3カ月連続6回以上不達。又は月間連続10回以上不達」 (2)弊社にて、未加入電話あるいは利用休止番号と識別できたもの (3)弊社が合理的に不達となる可能性が高いと判断する番号

2019年7月19日 改定

以下、余白